（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十二条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「平成」を「令和」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号

公共職業安定所コード番号						

（公共職業安定所で記入すること）

高年齢者雇用状況報告書　㊟

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和　　年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣　殿　　令和　　年　　月　　日

事業主	①(フリガナ) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)		②(フリガナ) 代表者氏名 (法人の場合)	
	③住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	〒(　　—　　) 電話番号　　(　　) FAX番号　　(　　)		
事業の種類	④産業分類番号	事業の具体的内容 (　　)	⑤労働組合の有無	□イ　あり □ロ　なし
	⑥雇用保険適用事業所番号			
定年制の状況	⑦定年	□イ　定年なし □ロ　定年あり(定年年齢＿＿＿歳)		
	⑧定年の改定予定等	□イ　改定予定あり(令和＿＿＿年＿＿＿月より＿＿＿歳) □ロ　廃止予定あり(令和＿＿＿年＿＿＿月に廃止) □ハ　改定又は廃止を検討中 □ニ　改定・廃止予定なし		
継続雇用制度の状況	⑨継続雇用制度	□イ　就業規則等で継続雇用制度を定めている →a継続雇用先　(□(イ)自社　□(ロ)親会社・子会社等(以下「子会社等」という)　□(ハ)関連会社等) →b対象 →□(イ)希望者全員を対象(＿＿＿歳まで雇用 更に基準に該当する者を＿＿＿歳まで雇用 基準の根拠(□(a)労使協定を締結して就業規則等に反映　□(b)労使協定を締結せず就業規則等のみ)) (注)　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は(イ)に記入 →□(ロ)基準に該当する者を対象(＿＿＿歳まで雇用 基準の根拠(□(a)労使協定を締結して就業規則等に反映　□(b)労使協定を締結せず就業規則等のみ)) □ロ　制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)		
	⑩継続雇用制度の導入・改定予定	□イ　継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和＿＿＿年＿＿＿月より) →内容(□(イ)経過措置の基準の廃止　□(ロ)新規導入　□(ハ)上限年齢の引上げ　□(ニ)その他) □ロ　継続雇用制度の導入・改定を検討中 □ハ　継続雇用制度の導入・改定予定なし		
⑪66歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況		□イ　自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を66歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている →(□(イ)該当する者を＿＿＿歳まで雇用　□(ロ)上限年齢を規定していない) □ロ　上記イの制度を就業規則等に定めていない →(□(イ)導入予定あり　□(ロ)検討中　□(ハ)66歳以上まで雇用する慣行がある　□(ニ)予定なし)		

⑫常用労働者数(うち女性)	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
	人 (　　人)	人 (　　人)	人 (　　人)	人 (　　人)	人 (　　人)	人 (　　人)	人 (　　人)	人 (　　人)

⑬過去1年間の離職者の状況(うち女性)　解雇等による45歳以上65歳未満の離職者数＿＿＿＿＿人(うち女性＿＿＿＿＿人)
うち求職活動支援書を作成した対象者数＿＿＿＿＿人(うち女性＿＿＿＿＿人)

⑭過去1年間の定年到達者等の状況	(a)定年到達者の総数((b)＋(c)＋(e))	(b)定年退職者数(継続雇用を希望しない者)	(c)継続雇用者数	(d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e)定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f)継続雇用の終了による離職者数
(うち女性)	人 (　　人)	人 (　　人)	人 (　　人)	人 (　　人)	人 (　　人)	人 (　　人)

⑮過去1年間の改正法に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の適用状況	(a)基準を適用できる年齢に到達した者の総数((b)＋(c)＋(d))	(b)継続雇用終了者数(継続雇用の更新を希望しない者)	(c)継続雇用者数(基準に該当し引き続き継続雇用された者)	(d)継続雇用終了者数(基準に該当しない者)
(うち女性)	人 (　　人)	人 (　　人)	人 (　　人)	人 (　　人)

高年齢者雇用推進者	役職	氏名	記入担当者	所属及び役職	氏名

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)